

理由書

相模原都市計画区域と町田都市計画区域の境界は、二級河川境川をもって画されている相模原市と町田市との行政境界により定められております。

今回、同河川の改修工事の結果、両市の行政境界が変更されることとなったため、本案のとおり都市計画区域を変更するものです。